

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 宮城県栗原市築館字上高森49番地5

氏 名 株式会社築館クリーンセンター

代表取締役 柏木 裕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 7年 7月16日

許可の有効年月日 令和12年 7月15日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）
- (2) 取り扱える特別管理産業廃棄物の種類
  - 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
  - 廃酸（pH2.0以下のものに限る。）
  - 廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）
  - 廃水銀等
  - 鉍さい（※）
  - 廃石綿等
  - ばいじん（※）
  - 燃え殻（※）
  - 廃油（※）
  - 汚泥（※）
  - 廃酸（※）
  - 廃アルカリ（※）
  - 以上12種類

これは許可証の写しです。  
当社の朱印の無いものは無効であり、  
当社では一切責任を負いません。

株式会社 築館クリーンセンター  
年 月 日

担当

※（※）の品目については、特定有害産業廃棄物に限り、含まれる有害物質については裏面のとおりとし、当該廃棄物を処分するために処理したものを含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
該当なし

3. 許可の条件  
特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
令和 7年 7月16日	指令産廃第10-4号	新規許可
	以下余白	

5. 積替え許可の有無 無  
※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

# 複写禁止 複写禁止 複写禁止

許可証別紙1

許可番号 01050029589

## 特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「-」は扱うことができないもの。

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃アル カリ	特) 鉍さ い	特) ばい じん	特) 13 号廃棄物
7446水銀化合物		○		○	○	○	○	-
7446水銀化合物(環境省令 で定める水銀回収を義務付 けるものを除く。)		-		-	-	-	-	-
水銀又はその化合物		○		○	○	○	○	-
水銀又はその化合物(環境 省令で定める水銀回収を義 務付けるものを除く。)		-		-	-	-	-	-
6813鉛又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
鉛又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
有機磷化合物		○		○	○			
六価クロム化合物	○	○		○	○	○	○	-
砒素又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
シアン化合物		○		○	○			
PCB		-		-	-			
トリクロロエチレン		○	○	○	○			
テトラクロロエチレン		○	○	○	○			
ジクロロメタン		○	○	○	○			
四塩化炭素		○	○	○	○			
1,2-ジクロロエタン		○	○	○	○			
1,1-ジクロロエチレン		○	○	○	○			
シス-1,2-ジクロロエチレン		○	○	○	○			
1,1,1-トリクロロエタン		○	○	○	○			
1,1,2-トリクロロエタン		○	○	○	○			
1,3-ジクロロプロペン		○	○	○	○			
チウラム		○		○	○			
シマジン		○		○	○			
チオベンカルブ		○		○	○			
ベンゼン		○	○	○	○			
セレン又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
1,4-ジオキサン		○	○	○	○		○	
ダイキシン類	○	○		○	○		○	-

これは許可証の写しです。  
当社の朱印の無いものは無効であり、  
当社では一切責任を負いません。

複写禁止 複写禁止 株式会社 築館クリーンセンター 担 止  
年 月 日